

道路運送車両の保安基準及び車両の通行の許可の手續等を定める省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
自動車の種類	一 セミトラ以外	一 セミトラ以外	自動車の種類
	二 セミトラ（次号に掲げるものを除く。）	二 セミトラ	
最遠軸距 (メートル)	(略)	(略)	最遠軸距 (メートル)
車両総重量 (トン)	(略)	(略)	車両総重量 (トン)
<p>（長さ、幅及び高さ）</p> <p>第二条 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトラにあつては、連結装置中心から当該セミトラの後端までの水平距離）十二メートル（セミトラのうち告示で定めるものにあつては、十三メートル）、幅二・五メートル、高さ三・八メートルを超えてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（車両総重量）</p> <p>第四条 自動車の車両総重量は、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の下欄に掲げる重量を超えてはならない</p>			

<p>三 セミトレー ラのうち告 示で定める もの</p>		<p>三十六</p>
<p>(軸重等) 第四条の二 自動車の軸重は、十トン(牽引自動車のうち告示で定めるものにあつては、十一・五トン)を超えてはならない。 2 (略) 3 自動車の輪荷重は、五トン(牽引自動車のうち告示で定めるものにあつては、五・七五トン)を超えてはならない。ただし、専ら路面の締め固め作業の用に供することを目的とする自動車の車輪のうち、当該目的に適合した構造を有し、かつ、接地部が平滑なもの(当該車輪の中心を含む鉛直面上に他の車輪の中心がないものに限る。)の輪荷重にあつては、この限りでない。</p>		
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(軸重等) 第四条の二 自動車の軸重は、十トンを超えてはならない。 2 (略) 3 自動車の輪荷重は、五トンを超えてはならない。ただし、専ら路面の締め固め作業の用に供することを目的とする自動車の車輪のうち、当該目的に適合した構造を有し、かつ、接地部が平滑なもの(当該車輪の中心を含む鉛直面上に他の車輪の中心がないものに限る。)の輪荷重にあつては、この限りでない。</p>		

○車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（車両の幅等の基準）</p> <p>第七条 法第四十七条の三第四項に規定する国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 重量 次に掲げる値以下</p> <p>イ 総重量 次の表の上欄に掲げる車両の種類に依り、それぞれ同表の下欄に掲げる値</p>		<p>（車両の幅等の基準）</p> <p>第七条 法第四十七条の三第四項に規定する国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 重量 次に掲げる値以下</p> <p>イ 総重量 次の表の上欄に掲げる車両の種類に依り、それぞれ同表の下欄に掲げる値</p>	
<p>車両の種類</p> <p>（略）</p> <p>二 単車（自動車と被けん引車との結合体ではない車両をいう。以下同じ。）及び連結車（前項に掲げるものを除く。）で総重量が二十トンを超え、かつ、幅、軸重、隣り合う車軸に係る軸重の合計、輪荷重、高さ、長さ又は最小回転半径が令第三条第</p>	<p>総重量の基準</p> <p>（略）</p> <p>令第三条第二項に規定するバン型のセミトラクタ連結車、タンク型のセミトラクタ連結車、幌枠型のセミトラクタ連結車及びコンテナ又は自動車の運搬用のセミトラクタ連結車（ロ及びニにおいて「バン型等のセミトラクタ連結車」という。）並びにフルトラクタ連結車で自動車及び被けん引車がバン型の車両、タンク型の車両、幌枠型の車両又はコンテナ若しくは自動車の運搬用の車両であるものにあつては二十六トン、その他の車両</p>	<p>車両の種類</p> <p>（略）</p> <p>二 単車（自動車と被けん引車との結合体ではない車両をいう。以下同じ。）及び連結車（前項に掲げるものを除く。）で総重量が二十トンを超え、かつ、幅、軸重、隣り合う車軸に係る軸重の合計、輪荷重、高さ、長さ又は最小回転半径が令第三条第</p>	<p>総重量の基準</p> <p>（略）</p> <p>令第三条第二項に規定するバン型のセミトラクタ連結車、タンク型のセミトラクタ連結車、幌枠型のセミトラクタ連結車及びコンテナ又は自動車の運搬用のセミトラクタ連結車並びにフルトラクタ連結車で自動車及び被けん引車がバン型の車両、タンク型の車両、幌枠型の車両又はコンテナ若しくは自動車の運搬用の車両にあつては二十六トン、その他の車両にあつては二十</p>

<p>一項に規定する最高限度をこえないもの</p>	<p>(略)</p>
<p>にあつては二十五トン</p>	<p>(略)</p>

ロ 軸重 バン型等のセミトラレーラ連結車、あおり型のセミトラレーラ連結車、スタンション型のセミトラレーラ連結車、船底型のセミトラレーラ連結車及び国際海上コンテナ運送の用に供する海上コンテナ用セミトラレーラ連結車（自動車）の車軸の数が二のものであつて、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四条の二第一項の規定による告示で定めるものに限る。ニにおいて同じ。）にあつては十一・五トン、その他の車両にあつては十トン

ハ (略)

ニ 輪荷重 バン型等のセミトラレーラ連結車、あおり型のセミトラレーラ連結車、スタンション型のセミトラレーラ連結車、船底型のセミトラレーラ連結車及び国際海上コンテナ運送の用に供する海上コンテナ用セミトラレーラ連結車にあつては五・七五トン、その他の車両にあつては五トン

三 (略)

四 長さ 次に掲げる値以下

イ (略)

ロ セミトラレーラ連結車にあつては十七メートル（被けん引車の後軸の旋回中心から車体の後面までの距離が三・二メートルから三・八メートルまでの車両にあつては十七・五メートル、三・八メートルから四・二メートルまでの車両にあつては十八メートル）

五 (略)

ハ・ニ (略)

<p>一項に規定する最高限度をこえないもの</p>	<p>(略)</p>
<p></p>	<p>(略)</p>

ロ 軸重 国際海上コンテナ運送の用に供する海上コンテナ用セミトラレーラ連結車（自動車）の車軸の数が二のものであつて、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条の規定により軸重の基準の緩和の適用を受けたものに限る。ニにおいて同じ。）にあつては十一・五トン、その他の車両にあつては十トン

ハ (略)

ニ 輪荷重 国際海上コンテナ運送の用に供する海上コンテナ用セミトラレーラ連結車にあつては五・七五トン、その他の車両にあつては五トン

三 (略)

四 長さ 次に掲げる値以下

イ (略)

ロ セミトラレーラ連結車にあつては十七メートル

五 (略)

ハ・ニ (略)

